

事務所通信

配偶者 扶養の条件

本人（夫）の給与収入

103万円以下 所得税が掛からない

93万円以下 市県民税の均等割が掛からない 均等割4千円

配偶者（妻）の給与収入

180万円未満 60歳以上又は障害者 配偶者（夫）の扶養家族に入れる
（社会保険）

141万円未満 配偶者（夫）の所得税・住民税で 配偶者特別控除あり
（～103万円超）

130万円未満 正社員の4分の3未満の労働時間 配偶者（夫）の扶養家族に入れる
（社会保険）

103万円以下 1．配偶者（夫）の所得税・住民税で配偶者控除あり
2．夫の会社からの配偶者手当の支給有り

配偶者手当とは、配偶者（妻）が一定金額以下の場合に、会社から本人（夫）に支給する
手当のこと。

配偶者の家族手当を支給している会社は、全体の80%ほどで、支給額は、月額10,000
円～15,000円が、平均。

配偶者（妻）の収入103万円以下とする会社が、ほとんど（約80%）で、その次に多
いのが 120万円、130万円。配偶者（夫）が公務員の場合は、130万円

世帯収入に影響が大きいのは、税金・社会保険の負担より、会社から支給される
配偶者手当です。配偶者手当が支給されている時は、その収入基準を会社に聞きま
しょう

田 畑 浩 正 税 理 士 事 務 所

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716

